## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

## (厚生労働省2(I-7-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

					元 次 日 保 で 改 足 し し	***************************************							
施策目標名(政策体系上の位置付け)	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標: I -7-1) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7 安全な血液製剤を安定的に供給すること									医薬・生活衛生局	作成責任者名	血液対策課長 中谷 祐貴子 総務課医薬品副作用被害対策室長 海老 敬子	
施策の概要	本施策は「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号)の基本理念(第3条)にのっとり、献血者の確保、血液製剤の国内自給、適正使用の推進、血液製剤の安全性の向上・安定供給確保に関する基本的かつ 総合的な施策を策定し、実施している。 また、HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ発症者に対して、健康管理費用の支給(調査研究事業)や健康管理手当の支給(健康管理支援事業)を実施している。 なお、血液製剤の安定供給確保については、毎年度、国が「献血の推進に関する計画」(以下「献血推進計画という。)及び「血液製剤の安定供給に関する計画」(以下「需給計画」という。)を策定し、献血により確保すべき血液や原料血漿の確 保目標量を定めている。一方、実際の確保量については、国民の善意に基づく貴重な献血血液を可能な限り無駄に廃棄しないよう確保する必要があるため、医療機関における日々の血液製剤の需要に応じて必要量を確保している。												
施策実現のための背景・課題	【背景】 我が国の血液事業は、昭和39年の閣議決定等において、すべての血液製剤を国内献血により確保するとされた。また、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染問題という、深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後、重大な健康被害が生じないよう、血液製剤の安全性を向上するための施策が進められてきた。これらの経緯等を踏まえ、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号)により、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保、国内自給の確保、献血の推進、適正使用の推進について、施策・計画を策定し、実施している。  【課題】 近年の少子化により献血可能人口は減少すると推定されていることから、血液製剤の安定供給には、国民一人一人の一層の献血への協力が不可欠である。このため、特に将来の献血基盤を担う若年層に対する献血の普及啓発は非常に重要であり、平成28年10月に取りまとめられた「ワクチン・血液製剤産業タスクフォース(厚生労働大臣伺い定めにより設置)顧問からの提言」において、「年代別・地域別に効果的な普及啓発活動により若年層献血等を推進し、将来的にも安定的な血液の確保を図る」、「献血の目的・意義の普及啓発を図るとともに、更に充実させる取り組みを展開する」との提言がなされている。  平成8年3月のHIV訴訟和解確認書において、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業(健康管理費用の支給)及び血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業(健康管理手当の支給)を継続、または実施することとされており、これらの金銭給付を遅延なく実施する。												
		がらりてが生物で	、または夫		とされ (おり、これら  <b> </b>		を遅延なく美施する。 	•					
各課題に対応した達成目標		製剤を安定	定供給できる	「需給計画にるように、効		る血液221万 検討し、確実		を確保して血液	(大学のでは、19年のでは、19年のでは、19年度のでは、19年度、「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」。				
	目標2				-				HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。				
達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に〇を付した指標は主要な指標							E度ごとの目標値 E度ごとの実績値 F 令和元年 令和2 度 度 度	2年 令和3年	 				
安定供給に必要な血液量の確保状況 (アウトカム)	_	—	221万0	令和	195万  2年度 187万			70 —	定した。 ※献血により確保での需要状況に応じて	・毎年度、「献血推進計画」において、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。 ※献血により確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成27年度実績:193万L、平成28年度実績:191万L			
安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況 (アウトカム)	_	—	120万ℓ	令和	93.5万 2年度 92万			īQ —	・毎年度、「需給計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該生 目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。 ※献血により確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案に製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成27年度実績:90.9万L、平成28年度実績:96.5万L				
達成手段1		(執行額) 令和元年 度	令和2年 度 予算額	関連する 指標番号		達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 令和2年							
(1) 血液安全·安定供給等推進事業 (平成25年度)	110百万円 (90百万 円)	137百万円 (124百万 円)	136百万円	1,2	備、医療機関におけ	送染症の発生等を踏まえた血液製剤の安全体制の強化、献血に対する意識の向上や献血者が安心して献血できる環境の整備、血漿分画製剤の国内自給体制の整 情、医療機関における血液製剤の使用実態の把握と適正使用に向けた体制整備を行う。 量年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上を確保(2年度目標量221万リットル)							

達成目	標2について															
	測定指標(アウトカム、アウトプット)							度ごとの目れ 度ごとの実績								
測			基準年度	┦目標値	目標年度	円成29年   平成30年   令和   度 度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
3	-	_	-	-	-				-		HIV訴訟の和解確認	訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。				
(参考)	指標		平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	HIV訴訟の和解確認 る上で重要な指標で	書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現り ある。							
4	エイズ発症予防に資するための血液製	対象者数(アウトプット)	509	496	491	_	_	(参考) 指標4:エイズ発症予	防に資するための血液製剤によるHIV							
5	血液製剤によるエイズ患者等のための	プット)	119	120	119	-		指標5:血液製剤によ	20人、平成28年度実績:513人 よるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数  0人、平成28年度実績:111人							
	達成手段2	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和2年行政事業レビュー事業番号						
(2)	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業(平成5年度)	487百万円 (487百万 円)	(487百万 □(499百万 ┃494百万円┃ 4,5 ┃万に37,000円を文福。 254 254 254 264 27 27 27 28 29 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20											254		
155	施策の予算額(執行額)(千円) 平成			平成30年度	成30年度 令和元:								政策評価実施予定			
,re	次 ツ J		59	96,797 (577,3	22)	635261(集計中)						629,252	時期(評価予定表) 	1 1 <b>%</b> 00 <b>⊤</b> 1 <b>X</b>		
	施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称 閣議決定「献血の推進について」							年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
										昭和39年	8月21日	政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。				